

助成対象

- 園芸施設の新設・増設費用、その付帯設備および建設費（育苗施設含む）
- 組合が認めた利用可能な中古施設の移設および増設費用
- 組合が認めた大型遊休施設の再活用に必要な補修費用
- 堆肥舎の建設費

助成内容

50歳以上の
経営者

事業費の**20%**以内を助成します

〈助成上限額200万円〉

若手経営者への支援を強化!!

50歳未満の
経営者

事業費の**25%**以内を助成します

〈助成上限額250万円〉

令和7年度
申請期限

10月31日(金)



出荷期間の拡大

気象変動に対応した高品質安定生産

がんばる農家を応援します

JA 支援事業 「融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅲ」

3ヵ年計画（令和7年度～令和9年度）全体目標「魅力ある農業経営と活気ある産地づくり」に基づき、農業生産基盤づくりによる農業生産の維持拡大と気象変動に対応した安定的な農業経営持続を目的として、融資による資金調達で設備投資等を行う「融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅲ」を実施します。

実施要領（抜粋）

（事業対象者）

1. 地域農業振興計画に設定された品目および今後、需要が見込まれる組合が認めた新規品目とし、出荷期間の拡大と高品質安定生産を目指す正組合員で事前に組合の承諾を受けた者。
2. 酪農畜産においては地域農業振興計画に基づく取組みを目指す正組合員で事前に組合の承諾を受けた者。
3. 前各号において正組合員資格が得られない新規就農予定者については、認定新規就農者の取得が見込まれ組合長が認めた者。

（事業対象施設）

1. 組合が認めた園芸施設の新設および増設費用（その付帯設備および建設費、育苗施設含む）
2. 組合が認めた利用可能な中古施設の移設および増設費用
3. 組合が認めた大型遊休施設の再活用に必要な補修費用
4. 堆肥舎の建設費

（事業実施内容）

1. 事業実施期間 … 令和7年度から令和9年度（3ヵ年）
2. 助成金額 … 25,000,000円／年（3ヵ年累計総額75,000,000円）単年度助成金額を超過した場合は理事会において決定する。
3. 助成内容 … （ア）50歳以上の経営者へ事業費の20%以内を初年度に助成する。
助成上限額200万円以内。
（イ）50歳未満の経営者へ事業費の25%以内を初年度に助成する。
助成上限額250万円以内。
但し、法人の役員が50歳未満であれば助成上限額を250万円以内とする。

（適用条件）

1. 適用条件は農業融資により第2条に該当する者が、第3条による対象施設を、その年度の10月末日までにJA支援事業「融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅲ」申込書（様式1号）を提出され建設し、12月末日迄に代金の支払いを完了すること。
2. JA支援事業、国庫事業および県単独補助事業等との事業の重複は助成対象としない。但し、市町村の単独事業は可とする。

（利用状況の報告）

1. 施設が有効活用されているか確認するため、事業対象者はJA支援事業「融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅲ」利用報告書（様式2-1号、2-2号）を年1回（11月末）提出する。
2. 利用報告書の報告は事業完了後3ヵ年間とする。事業内容に著しい乖離が認められた場合は助成金の返還を求めることができる。

詳しい事業内容及び申請方法については JA 営農センターへお問い合わせください

茅野市営農センター ☎ 82-6100

南部センター ☎ 72-2157

原村営農センター ☎ 79-4711

富士見町営農センター ☎ 62-2157

すわこ営農センター ☎ 57-2218

田中線センター ☎ 24-3206